

入札において遵守すべき事項

(入札心得書)

参議院庶務部会計課

この説明書は、政府調達に関する協定、会計法令、参議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、参議院が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

なお、入札公告等に本心得と異なる定めがある場合には、入札公告等の定めるところによるものとする。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 参議院における競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。
- (4) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (7) 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - イ 入札執行前にあつては、入札辞退書を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
 - ロ 入札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

4 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式の契約書案及び添付書類等を熟覧の上入札しなければ

ばならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 競争参加者は、参議院が定めた入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。郵送の場合は必着のこと。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 入札書は直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札（調達案件名）の入札書在中」と明記すること。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の表には直接に提出する場合と同様に氏名等を明記し、外封筒の表には「何月何日開札（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をなす等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税検査手数料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。

- (19) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争又は指名競争参加資格決定通知書及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し、又は提出しなければならない。
- (21) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (22) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - イ 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ロ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の競争参加者の代理人となることが出来ない。
- (24) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立合している場合にあつては引続き、その他の場合にあつては契約担当官等が定める日時において入札をする。

5 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- イ 入札が民法の規定により無効とされるものである場合
- ロ 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ハ 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- ニ 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名及び押印(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- ホ 委任状を持参しない代理人のした入札書
- ヘ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- ト 入札金額の記載が不明確な入札書
- チ 入札金額の記載を訂正した入札書
- リ 競争参加者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札書
- ヌ 入札公告等において示した入札書の受領最終日までに到達しなかった入札書
- ル 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札書
- ヲ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ワ 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者で、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等に協力しないとき

6 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 予定価格が1千万円を超える請負契約について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等に協力しなければならない。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定し、その結果は応札者に直接連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（飲食料品の譲渡及び定期購読契約に基づく一定の新聞の譲渡については8パーセントの軽減税率）に相当する額を加算した金額（当該金額に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（食料品の譲渡及び定期購読契約に基づく一定の新聞の譲渡については108分の100）に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地であるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書を記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 苦情申立て

競争参加者は、「参議院における入札及び契約の過程に係る苦情処理手続要領（平成26年9月19日 事務総長決定）」に規定する手続により、次の苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 一般競争入札方式

イ 競争参加資格の確認申請を行った者のうち、契約担当官等により競争参加資格がないと認められた理由の通知を受理した者で、当該理由に対して不服があるものは、契約担当官等が通知を行った日の翌日から起算して5日（国会に置かれる機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する国会に置かれる機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に苦情の申立てを行うことができる。

ロ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服があるものは、契約担当官等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情の申立てを行うことができる。

(2) 指名競争入札方式

イ 当該入札と同一の業種区分に登録がある有資格者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服があるものは、契約担当官等が当該入札に係る契約の名称の公表又は落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情の申立てを行うことができる。

12 その他必要な事項

(1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。

(2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達に関する照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。